

# 地方財政の健全化及び地方債制度に 関するアンケート調査(案) 補足説明資料

総務省自治財政局地方債課  
平成27年1月23日

## 公的資金に係る地方債の発行手続

- 公的資金は、財政融資資金、地方公共団体金融機構資金及び国の予算等貸付金であり、長期かつ低利の資金を提供している。
- 民間等資金について届出制度を平成24年度に導入した際には、下記の理由から、公的資金については、届出制度の対象とはせず、協議制度を継続することとされた。
  - ① 各年度における公的資金量は有限であることから、地方公共団体の資金調達能力、財政状況及び財政運営の健全性等を踏まえた適切かつ柔軟な資金配分を行う必要があるため
  - ② 国において一元的に配分調整を行うことにより、資金の融資手続の簡素化を図ることができるため

### (参考) 地方債の協議の法的性格

地方債の協議は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条第2号に規定する「普通地方公共団体との協議」であり、地方公共団体は、総務大臣等との協議を経れば、同意を得なくても地方債を発行することができるが、公的資金の借入れを行う場合には、総務大臣等の同意が必要となる。

# 公的資金に係る地方債の発行手続に関する地方公共団体からの要望

- 内閣府において、平成26年5月20日から7月15日までの間、地方公共団体等から地方分権改革に対する提案を募集したところ、下記のとおり公的資金についても届出制度の対象とするよう要望があった。

## 1. 提案団体

福岡県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、沖縄県

## 2. 求める措置の具体的内容

公的資金についても届出制度の対象とする。

## 3. 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性

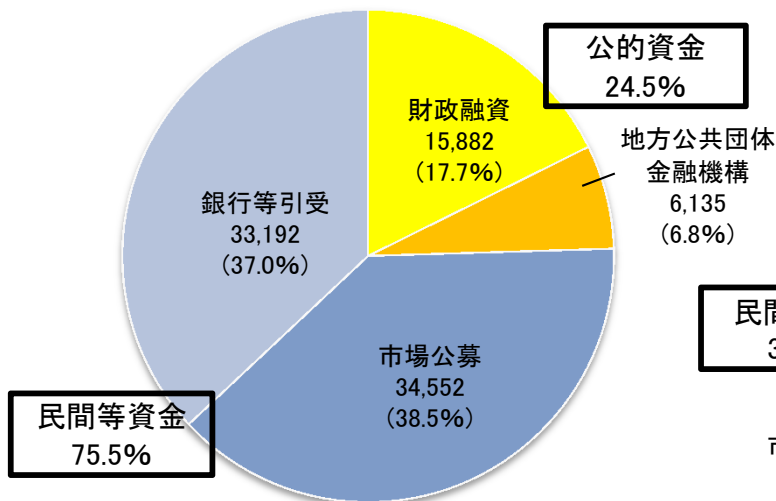
届出実施団体が増加していない理由の一つとして、総務省や都道府県への協議・届出の時期やその事務手続きが異なるため、結果として二重の手間が必要となる点が挙げられる。公的資金にも届出制度を導入することで、事務の軽減が図られる。

なお、公的資金については、財政融資資金確保のため、財務省で事前に毎月の借入額を把握する必要があるが、公的資金を協議制度から届出制度に移行した場合でも、別途借入れ希望調査を実施して必要な情報を補うことで、「地方債発行タイミングの自由度の拡大」という届出制度のメリットは維持できる。

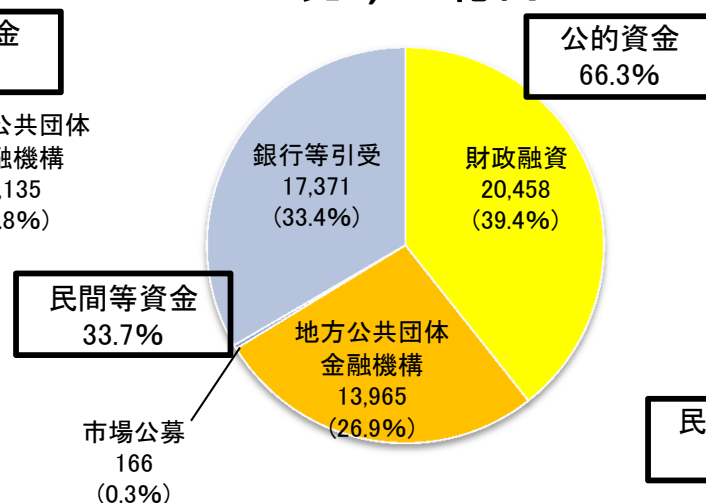
# (参考) 団体・資金区分別の地方債発行(予定)額 (平成25年度)

- ・ 都道府県及び指定都市にあっては、市場公募等の民間等資金が占める割合が高くなっている。
- ・ 市町村・特別区にあっては、財政融資等の公的資金が占める割合が高くなっている。

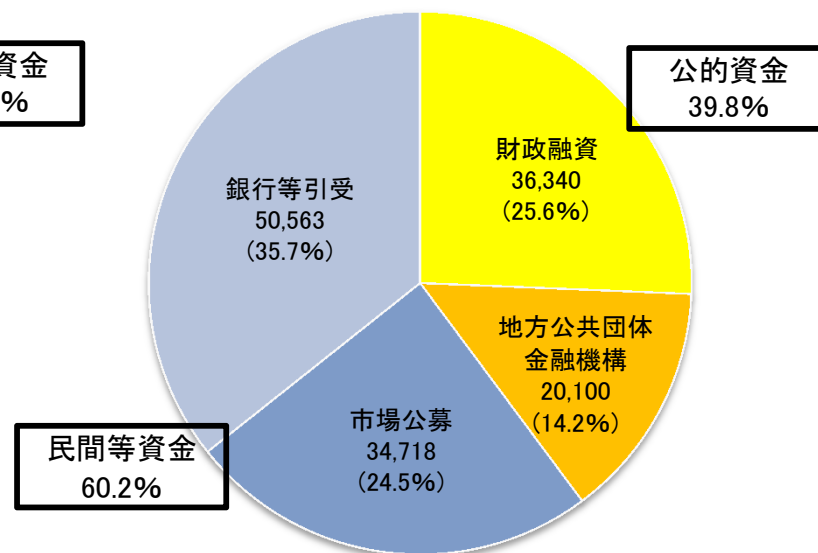
都道府県・指定都市  
(8兆9,761億円)



市区町村  
5兆1,960億円



全団体  
(14兆1,721億円)



	都道府県・指定都市	市区町村	全団体
公的資金計	2兆2,017億円	3兆4,423億円	5兆6,440億円
民間等資金計	6兆7,744億円	1兆7,537億円	8兆5,281億円

※ 「地方債発行(予定)額」とは、平成25年度の協議・届出又は許可に係る地方債のうち、平成25年度内に発行する額及び平成26年度以降に繰り越した事業の財源として発行する見込額の合計をいう。